

保存版

空港から見た藻琴山

大空町 議会基本条例

町民に分かりやすい議会運営を目指して
豊かなまちづくりに寄与する
公正で説明責任を果たす議会



めまんべつ観光夏まつり



水芭蕉



飛行場とひまわり畑



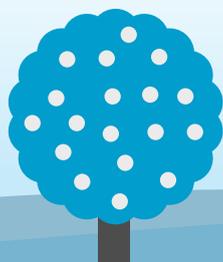
芝桜公園

大空町議会

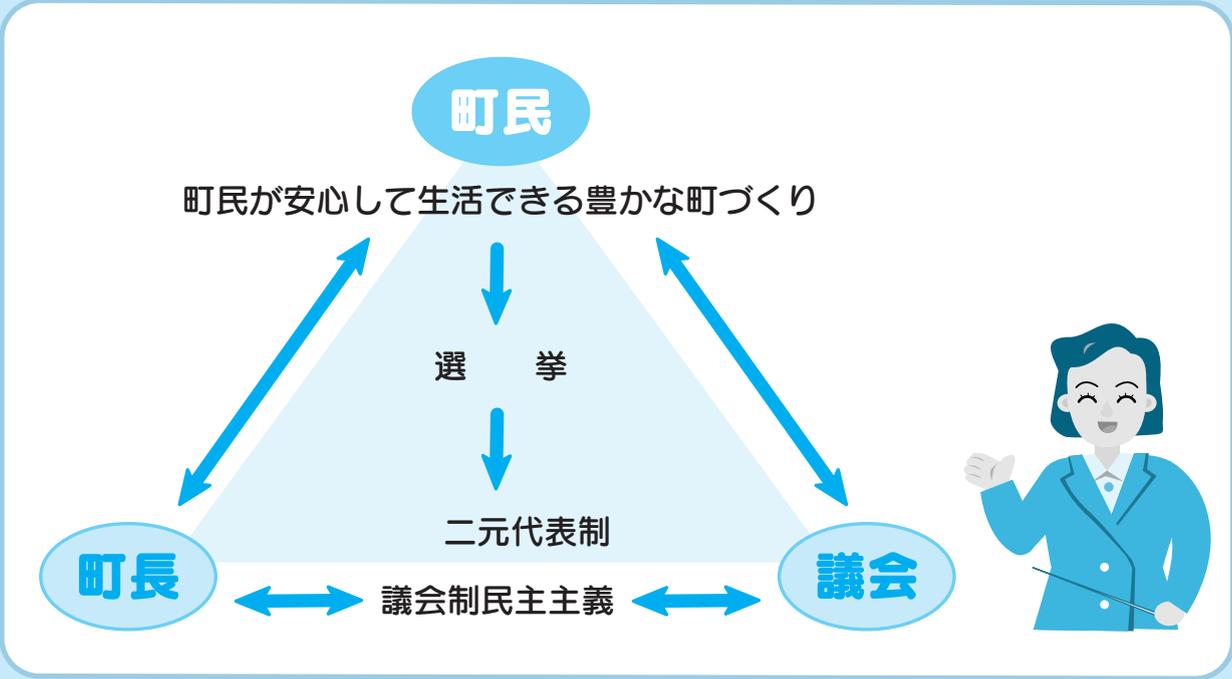
ノンキーランドふるさとまつり

大空町議会基本条例 目次

前文～第1条 (目的)	1
第2条 (議会の運営原則)	2
第3条 (議員の活動原則)	2
第4条 (町民と議会との関係)	3
第5条 (町長等と議会及び議員の関係)	3
第6条 (町長による政策等の形成過程の説明)	4
第7条 (予算及び決算における政策説明資料の要求)	4
第8条 (議決事項の拡大)	5
第9条 (委員会等の活動及び議員協議会の設置)	6
第10条 (議会事務局、議会図書室の充実)	6
第11条 (議員研修の充実)	7
第12条 (議会広報及び公聴の充実)	7
第13条 (議員定数及び報酬)	8
第14条 (最高規範性)	8
第15条 (見直し手続き)	8
附 則	8
用語解説	9



条例のイメージ図



条例のポイント

分かりやすい議会運営

- 情報の公開

会議の原則公開
会議資料の提供

- 議会報告会

論点の明確化、確認の導入
一問一答方式の導入



説明責任を果たす議会運営

- 議決事項の拡大

- 倫理性の確保

- 自己研鑽研修活動の充実

- 会議の充実

(常任委員会、特別委員会、議員協議会)

町民の信託にこたえる議会運営

- 広報公聴活動の充実

- 町民の意見を把握する

- 参考人制度の活用

- 請願、陳情の提出者からの意見を直接聞く機会を設定

大空町議会基本条例

(前文)

大空町議会（以下「議会」という。）は、町民から直接選挙で選ばれた議員により構成され、同じく町民から選挙で選ばれた大空町長（以下「町長」という。）とともに、二元代表制の機関であることを自覚し、その役割を果たします。

議会は、合議制の議事・議決機関として、大空町民の誓い並びに大空町自治基本条例（平成24年大空町条例第18号）の示す基本理念を受け、その確立に向けて積極的に役割を果たします。

議会は、町民に開かれた参加の場を確保し、議員は多様な町民の意思を反映させるために議論を通して、最良の意思決定を導く使命が課せられています。

大空町は、網走湖から藻琴山までの雄大な自然環境を有し、また、オホーツク地域の空の玄関女満別空港をもつ町としての特色があることを踏まえ、議会は、町民との協働を基本に豊かな地域社会づくりに向けてこの条例を定めます。

議会は、町を代表する議事機関として設置され、町の政策を決定する権限及び行政監視の権限を有する意思決定機関です。地方分権の進展により、その役割はこれまで以上に重要となってきました。

自治体には、自己決定と自己責任において、住民福祉の向上と協働のまちづくりを実現するための使命が課されています。

議会は、町民に開かれた議事を推進し、議会運営及び議員活動の基本的方針を定め、町民の期待にこたえられる議会を確立するため、議会基本条例を制定するものです。

議会運営の基本「制度」については、議会が二元代表制として位置づけられており、その権能を果たすため、議会自らが議会運営については、議会において内容を整理し、議会基本条例を制定することとしました。



(目的)

第1条 この条例は、町民とともに歩む使命感と活力ある議会を目指し、地方分権時代にふさわしい議会運営及び議員の活動に関する基本事項を定めることにより、自治に基づく町民の負託にこたえ、もって町民が安心して生活ができる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

議会運営と議員活動の基本的事項を明文化することにより、豊かなまちづくりに寄与するためにあることを規定しています。

議会基本条例は、議会制民主主義を基本として、自治基本条例の理念、基本原則を議会において反映させることとし、町民の負託にこたえる議会運営を目指します。

議会基本条例の基本は、議会制民主主義に基づく公正で民主的な町政運営の実現です。

議会制民主主義を基本として、町民が安心して生活できる「まちづくり」に寄与することが、町民の負託にこたえることとしています。

(議会の運営原則)

- 第2条 議会は、町民を代表する議事・議決機関であることの自覚を持ち、公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営をします。
- 2 議会は、議員と町長、執行機関の長及びその委任を受けた者（以下「町長等」という。）との議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営をします。

議会は、町民から選ばれた議員で構成され、二元代表制の原則に基づき、もてる権能を駆使して責務を果たす使命があり、議事、議決機関として議案等の審議に十分な討論を行い、町民に分かりやすい議会運営に努めることを規定しています。

議会の運営の原則として、議会の位置づけ、行政機関との関係を明確にし、町民に分かりやすい議会運営をすることを表現しています。

地方自治体は町長及び議決機関の議決を執行する行政委員会の執行機関と議決機関である議会との二元代表制で行政運営が行われています。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動します。
- 2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互の自由討議を推進し、合意形成に努めます。
- 3 議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行うため、不断の自己研鑽と政策水準を高めます。
- 4 議員は、常に倫理性を自覚し、議員の政治倫理に関して別に定める大空町議会議員政治倫理要綱（平成22年大空町議会告示第1号）を遵守します。

議員は議会活動を通じて、町民の声を町政に反映させる役割を担っていることから、常に町民の声や地域の課題に耳を傾け、公平な判断や長期的展望を持って調査や研究を行い、政策立案能力や判断力を高めることなどが求められています。

議員には、全体の奉仕者として、議員活動の原則として、高い倫理性の確保が求められます。

議員は、日常の議員活動を通じて町民の意見を把握し、自己研鑽を図り、町民の要望について公益性を基本にして判断し、政策に結びつける議会活動を行うと表現しています。

議員相互の自由討議については、自由討議を推進し、合意形成に努めます。

議員は、町民の代議員として公益性を基本とすることから、議員自らが倫理性を自覚し、自らを律して議員活動を行うことを表明しています。



(町民と議会との関係)

第4条 議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たします。

2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会の会議を原則公開とします。

3 議会は、本会議及び常任委員会の審議に用いる議案を支障のない範囲で傍聴者に提供します。

4 議会は、議会活動に関する報告会を年1回以上開催します。

5 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、議会の討議に反映するよう努めます。

6 議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置づけ、その審議及び調査に当たっては、提出者の意見を直接求めるよう努めます。

議会は、情報公開によって透明性を高め、審議等における論点や争点についての説明責任を果たすことを規定しています。

開かれた議会を構築するため、秘密会を除く本会議、常任委員会を原則公開とし、傍聴者に会議の内容を明らかにするため、議案を審議に支障のない限り提供するものとします。

議会自らが積極的に地域に出向き、直接、町民に対して議会の活動状況（議会調査研修活動を含む）を報告し、町民の意見を直接聞く機会として、議会報告会を実施します。

多様な意見聴取の手法として、参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことを規定しています。

町民の議会への参加については、議会運営において参考人、公聴会制度の活用、請願及び陳情等を町民からの政策提案として位置づけ、提出した町民との直接対話を行うことを表現しています。



(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 本会議における議員と町長等の質疑及び一般質問は、一問一答の方式で行います。

2 議長から会議への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、論点の明確化等を図るため確認することができます。

一般質問及び議案審議の質疑応答は、議員による質問の趣旨を明確化し、議論の論点をより深め、より理解が深まるよう「一問一答」方式を基本とします。

質疑・質問を行う議員は、その質疑・質問の内容に責任があることを自覚し、町長等から議員に対して確認する発言を認め、町長等と議員間における議論を深める機会を確保します。

一般質問の形式を一括質疑一括答弁と一問一答方式の併用方式とします。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。

- (1) 政策等を必要とする背景に関すること。
- (2) 提案に至るまでの経緯に関すること。
- (3) 町民参加の有無及びその状況に関すること。
- (4) 総合計画との整合性に関すること。
- (5) 財政措置状況に関すること。
- (6) 将来にわたる効果及び費用に関すること。

2 議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価について調査・審議することに努めます。

政策水準の向上と議会審議における公正性、透明性の確保及び論点の明確化を図るため、上記(1)～(6)までの説明を受けることで、提出される政策の透明性が高まると考えられます。

議論を通じて町民に分かりやすい議会運営をするためには、情報分析、情報提供、説明責任、情報公開が必要です。

議会での審議や討論において情報の共有を基本として、町民に分かりやすい議会運営を行います。



(予算及び決算における政策説明資料の要求)

第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に基づき、施策又は事業等の区分により政策の説明資料を作成するよう求めます。

2 議会は、予算編成の基礎となる総合計画の進行状況について、報告を求めます。

町づくりの基本となる年度予算、決算の審議においては、町及び議会が町民への説明責任を果たす上でも分かりやすい資料に基づき審議をすることを表現しています。

総合計画の進行状況についても、報告を求めるとします。

(議決事項の拡大)

第8条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第96条第2項の議会の議決事件を次のとおり定めます。

- (1) 大空町総合計画（基本構想・基本計画）その他町政に係る重要な計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより法人が同項の法人となる当該出資に関すること。
- (3) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立圏形成協定の締結又は変更若しくは廃止を求める旨の通告をすること。

2 前項第1号に規定する町政に係る重要な計画は、大空町議会会議規則（平成24年議会規則第1号）で定めます。

議会と町長等が透明性の高い責任を共に担うために、町政運営の指針となる主要な計画について、新たに議決事項とすることを規定しています。

本町の総合計画は、「総論」・「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されていますが、総論、基本構想のほかに「基本計画」までを議決事項として想定しています。

総合計画については、まちづくりの基本計画として総合計画を議決事件として記載し、議決事件の範囲を「基本計画」とすることを明記します。

総合計画の実施計画については、予算審査において各事業計画の総合計画との整合性について説明を求めることとします。

町民が「安心して生活ができるまちづくり」に関連する重要な計画については、議決事項に追加していくこととし、町民と情報の共有を図ることを表現しています。

議会会議規則に規定する議決する町政に係る重要な計画は次のとおりです。

- (1) 大空町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
- (2) 大空町町営住宅等長寿命化計画
- (3) 大空町一般廃棄物処理基本計画
- (4) 大空町都市計画マスタープラン
- (5) 大空町次世代育成支援行動計画



(委員会等の活動及び議員協議会の設置)

第9条 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会等」という。）を設置して、所管事務及び付託事件の審査・調査の充実を図り、議会機能を拡充します。

2 委員会等は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応します。

3 議会は、委員会等のほか、議会運営調整及び町長等の政策課題の審査に迅速に対応するため議員協議会を設置し、議会運営の充実を図ります。

議会のもつ政策立案・監視機能を十分働かせるためには、委員会活動が重要な意味を持ちます。

議会の機能を十分に発揮させるため、委員会が町政の諸課題を能動的に取り上げ、法第109条第4項に規定されている所管事務調査を積極的に活用して、閉会中も継続して調査を行い議会としての意見を集約するため、迅速に対応するものと規定しています。

議員相互が情報を共有し、政策提案に繋げるため常任委員会の審議や調査を充実し、所管課の事業について、調査活動を充実することを表現しています。

全議員による議員協議会を設置し、政策課題の迅速な審査を行い、町民の負託にこたえることを表現しています。

情報の共有、会議の公開、説明責任を果たす観点から議員協議会にかかる案件を整理し、議員協議会が持つ意味合いを確認して議会運営をしていく必要があります。



(議会事務局、議会図書室の充実)

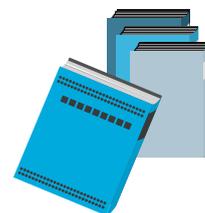
第10条 議会は、議員の政策形成及び政策提案を補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めます。

2 議会は、行政から独立した機関としての議会事務局機能の向上に努めます。

3 議会は、大空町図書館との連携・協力に基づき、議会図書室の充実を図ります。

議会事務局は、二元代表制のもと、行政から独立した機関である議会の事務を担当する部局として、事務能力の向上を図らなければなりません。

情報の共有、資料提供、資質向上の観点から議会図書室の蔵書、資料を充実し、議員のみならず、町民、町職員への情報提供をしていくこととします。



(議員研修の充実)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に資する研修の充実強化を図ります。

議会としての審議能力を高め、議会の活性化に資するために、議員研修の充実強化を目指します。議会制民主主義の下、議員は、政策立案能力や審議能力を高める自己研鑽と議会議員相互の共通認識を高め、町政運営に関する最良の判断と政策提言に繋げる議会活動としての研修機会の充実について表現しています。

研修の実施に当たっては、研修内容を公表することとし、議会報告会を通じて説明責任を果たしていきます。



(議会広報及び公聴の充実)

第12条 議会は、議会、委員会等の審議内容及び議員研修活動内容等について、町民へ定期的に情報を発信します。

- 2 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から公表するとともに、町民からの意見・要望等を聴取し、その内容及び対応について情報を提供します。
- 3 議会は、情報技術の発達をふまえ、様々な広報手段を活用します。

地域の実情にあった様々な情報伝達手段を活用し、町民との情報共有、町民への情報提供活動の充実に努めます。

具体的には、現行の議会広報誌発行、インターネット上の議会ホームページ公開、議会テレビ中継、議会会議録の町内図書館での閲覧、議会報告会を基本に情報伝達手段の拡大を進めます。

議会テレビ中継については、インターネットを活用した情報提供に発展させます。

町民への情報伝達の確認と情報把握、町民の意見反映の観点から、第1段階として議会広報に関するモニター制度について、議会基本条例施行後速やかに導入するため議会広報編集特別委員会で協議を進めます。



(議員定数及び報酬)

第13条 議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望及び町民の多様な意見を十分に考慮します。

2 議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。

3 議員報酬の改正は、大空町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。

議員報酬の改正については、報酬審議会の答申を尊重するものでありますが、必要に応じて議会自らが改正案を提出する場合は、定数の改正と同様、総合的に判断することとします。

議会制民主主義の根幹となる、町民の代議員としての議員の定数を検討するに当たっては、十分な討論をすることを表現しています。

議員提案で改正提案を行う際は、根拠を明確にして説明責任を果たすことを表現しています。

(最高規範性)

第14条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等の制定は行いません。

二代表制のもと自治基本条例の基本理念を受け、議会基本条例は、議会運営と議会活動に関する事項を定める最高規範であることを表現しています。

(見直し手続き)

第15条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検証します。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じます。

この条例の検証方法とその結果を受け、必要に応じて本条例改正を含めた適切な対応措置を講じることを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(議会の議決に付すべき事件に関する条例の廃止)

2 大空町議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成22年大空町条例第34号）は、廃止します。



合議制

複数の人により構成され、合議(相談・協議)により、その意思が決定される制度をいいます。(⇔独任制)

住民自治

その地域の住民の意思に基づいて地方行政の運営が行われることをいいます。

二元代表制

地方自治体において、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。

豊かな地域づくり

町の発展と町民福祉の向上に関する政策全般をいいます。

国と地方の役割分担

国からの機関委任事務を廃止し、地方公共団体の自主性拡大の観点から自治事務と法定受託事務とに区分し、地方公共団体の自己決定権を拡大する役割分担をいいます。

議事機関

憲法第93条に「地方自治体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定されています。

議決機関

地方自治法第89条(議会の設置)、第96条(議決事件)の規定により議決機関として位置づけられています。

まちづくり

公正で民主的な町政をいいます。

自治

町民自らが、自主的、自律的に町政運営に参加することです。

執行機関

町長のほか議決機関に議決を執行する行政委員会として、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会があります。

さらに、地方自治法の定めにより監査委員、固定資産評価審査委員会についても執行機関と位置づけられています。

自由討議

現在、本会議においての議会の審議は、主に町側(執行部)に対し、質疑を行っていますが、議員相互間の活発な討議により審議を行い議会の意思決定をするべきとの考えから、議員が相互に議案等について自由に討議することをいいます。

政治倫理要綱

議員の地位を利用した不正な口利き、金品の授受、町が行う許認可、請負、その他の契約に関し個人又は特定の企業団体のために有利な取り計らいを行わない等、町民に疑惑を抱かれない行動規範を規定したものです。

参考人制度

委員会が、案件の調査または審査のために必要と認めるときに出席を求め、参考人から意見を聴くために設けられた制度です。

公聴会制度

予算等重要案件の審査をする際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くために設けられた制度です。

請 願

議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適当な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。ただし、議員の紹介が必要となります。

陳 情

議会に対し特定の事項に関して事情を述べ、適当な措置を取ってもらうよう文書で要求することです。陳情については、議員の紹介が不要です。

一般質問

議員が、大空町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、または報告、説明を求め疑問を明らかにするために行うことです。一般質問は定例会のみすることができます。

質 疑

議題となっている事件について、疑義(疑問点)を確認し説明を求めるものです。相手先は、その議題の提出者に対して行います。

質疑にあたっては、議員は、「自己の意見を述べることができない。」とされていますが、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではありません。

総合計画

大空町の基本方針や主要な施策が示された最上位計画であり、地域・行政に関わる総体的な計画です。

委員会所管事務

その委員会の部門に属する所管課の事務事業です。

委員会付託事件

審査のため、議長の職権または議会の議決によって常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に付託された事件のことです。

議会運営委員会

円滑な議会運営を期するために、議会運営全般について協議し、意見調整を図るために設置された委員会です。

大空町民の誓い

(平成19年6月20日 制定)

(前文)

澄みきった大空 美しい藻琴山と網走湖

恵み豊かな大地 夢はこぶ女満別空港

わたしたちは この大空町で開拓の歴史を誇り

未来にはばたくまちをつくるため ここに町民の誓いを定めます

(本文)

- 1 自然を愛し 環境と調和した美しい大空町をつくります
- 1 生涯学び 心豊かな文化を創造する大空町をつくります
- 1 共に支えあい 健やかで明るく暮らせる大空町をつくります
- 1 きまりを守り 安全で安心できる大空町をつくります
- 1 意欲的に働き 活力あふれる大空町をつくります

■町の木：ななかまど、しらかば

■町の花：芝桜、水芭蕉

■町 技：バレーボール

(平成19年3月1日 制定)

大空町議会だより臨時号

【大空町議会基本条例 説明パンフレット】

発行日 平成24年7月

発行 北海道 大空町議会

〒099-2392 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

TEL0152-74-2111 FAX0152-74-2191

議会ホームページ(大空町ホームページ内に開設)

<http://www.town.ozora.hokkaido.jp>